

## 松島町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

松島町スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業補助金交付規則（平成16年5月10日規則第22号）の全部を改正する。

## 松島町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この規則は、避難路等に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため危険なブロック塀等を除却する者に対して、その費用の一部として町が交付する松島町危険ブロック塀等除却事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定その他手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他組積造による塀をいう。
- (2) 通学路等 通学路及びこれに準ずる道路として町長が認めるもの
- (3) 避難路等 松島町耐震改修促進計画に定めるものをいう。
- (4) スクールゾーン 小学校を中心とした概ね500m以内の区域をいう。
- (5) ブロック塀等実態調査 宮城県又は町が行う調査で、ブロック塀等の危険性の判定を行うものをいう。
- (6) 補助事業 補助金の交付の対象となるブロック塀等の除却及びブロック塀等以外の塀の設置をいう。
- (7) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

（補助対象等）

第3条 補助金の交付対象となる者は、避難路等に面したブロック塀等で、次の各号に該当すると町長が認めたものの一部又は全部を除却する者とし、交付対象となる経費は、当該ブロック塀等の除却（以下「除却事業」という。）に要する費用及び当該ブロック塀等の除却箇所に対するブロック塀等及びコンクリート造等以外の軽量の塀等（生け垣、フェンス、板塀等）の設置（以下「設置事業」という。）に要する費用とする。ただし、当該者が除却後再びブロック塀等を築造する場合は、当該ブロック塀等が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定める構造基準に適合するものとする。また、その他の塀等を築造する場合においても、安全なものとしなければならない。

- (1) 避難路等沿いに設置され道路からの高さ1メートル（擁壁上の場合は60セ

ンチメートル) 以上のもの。

(2) ブロック塀等実態調査において、危険と判定されたもの。

2 除却事業において、高さを減じる一部除却をする場合には、当該ブロック塀等を、その接する道路面からおおむね50センチメートル以下の高さにするものとする。

3 設置事業において、生け垣を設置する場合は、高さ1メートル以上の苗木を用いて50センチメートル以下の間隔で植栽し、支柱等により適切に固定するものとする。また、フェンス及び板塀等を設置する場合には、高さ60センチメートル以上のものとし、基礎等を設置するなどして適切に固定するものとする。

(補助金額等)

第4条 補助事業の補助率は3分の2で、1件当たりの補助限度額は、80,000円に除却延長(メートル)を乗じて算定した額又は除却事業のみの場合は150,000円、除却事業と設置事業を併せて行う場合は250,000円のいずれか低い額とする。

2 補助金の額の算定にあたっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の加算額)

第4条の2 スクールゾーン内の通学路等に面したブロック塀等を除却する場合は、除却事業に要する費用の6分の1の額又は前条で算出した除却事業に対する補助金額の4分の1の額のうち少ない額を前条の補助金額に加えるものとし、その額は1件につき37,000円を限度とする。

2 補助金の加算額の算定にあたっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、松島町危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める図面等を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 除却するブロック塀等の位置図、平面図、立面図及び求積図

(2) 設置する塀等(生け垣、フェンス、板塀等)の位置図、設置概要図

(3) 工事前の現場写真(除却するブロック塀等の状況が把握できるもの。)

(4) 除却後再びブロック塀等を新築する場合は、その設計図

(5) 除却しようとするブロック塀等が他人の所有に係るものである場合は所有者の承諾書

(6) 除却事業、設置事業、総額の別がわかる見積書

(7) その他町長が必要と認めたもの。

(交付の決定)

第6条 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、松島町危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(交付の条件等)

第7条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認申請)

第8条 第5条第1項の規定による申請をした者が、計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止をしようとする場合は、松島町危険ブロック塀等除却事業計画変更（中止又は廃止）申請書（様式第3号）により、速やかに、変更等を届け出て、松島町危険ブロック塀等除却事業補助金交付変更（中止又は廃止）承認通知書（様式第4号）により町長の承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、第6条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に、申請を取り下げることができる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 町長が、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部

又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が、自己の責めに帰すべき以外の事由により、補助事業を遂行することができない場合

3 第6条第1項の規定は、第1項の規定による取消し、又は変更をした場合について準用する。

(補助事業の遂行等)

第11条 補助事業者は、法令、条例及び要綱（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく町長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第12条 町長は、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況に関し報告を求めることがある。

(補助事業の遂行等の命令)

第13条 町長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

2 町長は、補助事業者が前項の命令に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(完了実績報告等)

第14条 申請者は、事業が完了したときは、松島町危険ブロック塀等除却事業工事完了届（様式第5号）（以下「完了実績報告書」という。）に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、第14条の規定により完了実績報告書の提出を受けた場合において、当該書類を審査の上、適正と認めるときは補助金の額を確定し松島町危険ブロック塀等除却事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 町長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた

場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることがある。

2 町長は、前項の規定による命令を行った場合には、期限を定めて、補助事業者からその是正の結果についての報告書を提出させなければならない。

(補助金の交付)

第17条 町長は、第15条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第18条 町長は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく町長の処分違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第19条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 町長は、前2項の規定による補助金の返還を命じた場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、返還の期限を延長することがある。

(書類の整理等)

第20条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(理由の提示)

第21条 町長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者

に対してその理由を示さなければならない。

(立入検査等)

第22条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第14条関係)

様式第6号 (第15条関係)